

長崎県警察武道館のご案内



所在地	長崎市油木町6番7号
施設概要	柔道場1面、剣道場1面
開館時間	1 開館時間 午前9時から午後6時まで 2 休館日 年末年始(12月29日～1月3日)
交通機関	JR「浦上駅」からタクシーで約10分 JR「長崎駅」からタクシーで約20分 長崎電気軌道(路面電車)「大橋電停」から徒歩10分 長崎バス「大橋バス停」から徒歩10分
駐車場	13台 (普通車のみで大型車の駐車場はありません。)
使用料等	1 使用料 別表1のとおり 2 使用料の免除 (1) 県が行う柔道・剣道の錬成会計画に基づき使用する とき。 (2) 公益上特に必要があると認めるとき。
申請手続	口頭又は文書により、利用許可を申請。 (利用日の7日前までに、武道館利用許可申請書を提出。)
お問合せ先	ご不明な点がございましたら、警察本部教養課(095-820-0110)にご連絡ください。

別表

使用料等

専用使用	全館使用	主として少年で構成する団体	1時間につき	220円
		主として成人で構成する団体	1時間につき	440円
	館の2分の1使用	主として少年で構成する団体	1時間につき	110円
		主として成人で構成する団体	1時間につき	220円
柔道・剣道以外使用			1時間につき	1,100円
付属設備(椅子、テーブル及び放送設備)			1時間につき	220円

※ 電灯又はガスを使用する場合には、この表に定める使用料のほかに、その実費を徴収する。

この表において「少年」とは18歳未満の者をいい、「成人」とは18歳以上の者をいう。